標準テレビジョン放送	人工衛星	
	人工衛星	
	人工衛星	
	地上	

を

ジョン放送等のうち標準第2節又は第6章に関する送信の標定される方式によりもの	ＴＡ２	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。
ジョン放送等のうち標準第2節に規定されり放送を行うもの	ＴＡ３	
ジョン放送等のうち標準第4節に規定されり放送を行うもの	ＴＡ４	
ジョン放送等のうち標準第3節又は第6章に関する送信の標定される方式によりもの	ＴＡ５	

に改める。

標準テレビジョン放送等のうち標準第2節又は第6章に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ２	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。
標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ３	
標準テレビジョン放送等のうち標準第4節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ４	
標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	ＴＡ５	
標準テレビジョン放送に関する送信の標準方式第4章第2節に規定されるもの	ＴＡ６	

○総務省告示第四百四十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に基づき、平成二十二年総務省告示第百七十三号（二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更したので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

第三項第三号㋑中「第七条第十一号」を「第七条第十三号」に改める。

別表第一第四項第一号㈤中「その他の地上基幹放送（人工衛星の無線局により行われるテレビジョン放送をいう。）」を「その他テレビジョン放送を行う地上基幹放送（放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。）」に改める。

○総務省告示第四百十八号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第七十二条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十号（放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

第一項第二号中「放送対象地域をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

２　放送対象地域（広域放送（放送法施行規則別表第五号（注）七の広域放送をいう。）又は県域放送（同表（注）八の県域放送をいう。）であるものに限る。）

○総務省告示第四百十九号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百九十九号（関連情報の構成及び送出手順、ＰＥＳパケット、セクション形式、ＴＳパケット、ＩＰパケット及びＴＬＶパケットの送出手順、伝送制御信号及び識別子の構成並びに緊急情報記述子の構成を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

別表第二十号別記第3注4及び同表別記第4注7中「、第３章及び第４章第１節に規定する」を「から第４章第２節までに定める」に改め、同表別記第7注3の放送の標準方式の種別表中「規定する」を「定める」に、「第４章第１節」を「第４章第２節」に、

‘001011’―‘111111’	未定義

を

‘001011’	標準方式第４章第１節に定めるデジタル放送
‘001100’―‘111111’	未定義

に改め、同別記注5中「第４章第１節」を「第４章第２節」に、「第６章第３節に定める」を「第６章第５節に規定する」を「第６章第３節に定める」に、「第６章第５節に規定する」を「第６章第５節に定める」に改める。

○総務省告示第四百五十号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第七十二条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百号（映像信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順並びに音声信号のうちＰＥＳパケットによるものの圧縮手順及び送出手順を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月十日

総務大臣　新藤　義孝

第一項第１号中「動き補償予測符号化方式、離散コサイン変換方式及び可変長符号化方式を組み合わせたものによる」を「標準デジタルテレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四条第一項に規定する」に改め、同項第三号中「画面内予測符号化方式、動き補償予測符号化方式、整数変換方式及びエントロピー符号化方式を組み合わせたものによる」を「デジタル放送の標準方式第二十四条の五第一項（第三十二条、第四十八条、第六十六条、第八十一条及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する」に改める。